船舶の使用実績報告について(通達)

昭和58年3月31日

熊警第 721 号

[沿革] 平成 12年9月熊警第3837号、18年3月第302号、19年10月第1170号改正

本県警察において使用する船舶の使用実績等の報告については、これまで熊本県警察の警察用船舶管理に関する訓令(昭和 31 年熊本県警察本部訓令甲第 52号)及び「船舶の使用実績報告について」(昭和 38 年 10 月 21 日熊警第 2978 号例規)により事務処理を行ってきたところであるが、警察庁に対する報告様式の一部が改定されたため、次のとおり「船舶の使用実績報告について」を定め、昭和 58 年 4 月 1 日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、「船舶の使用実績報告について」(昭和 38 年 10 月 21 日熊警第 2978 号 例規)は、廃止する。

記

- 1 船舶の区分
 - (1) 警察所有船舶

本県警察で管理する国有財産の船舶をいう。 天草署に配置している「しらぬひ」が、これに該当する。

(2) 借上船舶

警察用務に充てるため、臨時的に借り上げて使用する船舶をいう。

- 2 使用実績報告
 - (1) 警察所有船舶
 - ア 様式及び報告期日

熊本県警察の警察用船舶管理に関する訓令(昭和 31 年熊本県警察本部 訓令第 52 号)第 24 条に定めるところによる。

イ 使用回数欄の記入要領

次の基準により、1航海(運行)を1回として記入すること。

(ア) 捜査

刑法犯の捜査、被疑者の逮捕及び押送その他の捜査活動

(イ) 取締り

特別法犯の取締り、捜査及び検挙活動

(ウ) 警備

警備関係事犯(外事犯を含む。)の取締り、捜査及び検挙並びに情報 収集活動

(工) 連絡

監督巡視及び事務連絡

(オ) その他

前各号以外の警察活動及び機関の調整などの諸運転

(2) 借上船舶

ア 様式及び報告期日

別添様式により、船舶の借上げ1回ごとに、借上げ後5日以内に報告すること。

イ 使用実績欄の記入要領

次の例により詳細に記入すること。

(ア) 警らの場合

種別の欄に「警ら」と記入し、用途の欄には、「通常警ら」又は「のための警ら」等と記入すること。

距離の欄には、「 港から 港まで キロ」又は「 港から 村海岸まで キロ」と記入すること。

(イ) 捜査の場合

種別の欄に「捜査」と記入し、用途の欄には「被疑事件捜査」、「被疑者押送」、「被疑者逮捕」又は「特別法犯(事件名記入のこと。)取締り」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

(ウ) 警備、警戒の場合

種別の欄に「警備、警戒」と記入し、用途の欄には警備関係事犯(事件名記入のこと。)の「取締り」、「捜査」、「検挙」又は「情報収集」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

(工) その他の場合

種別の欄に「その他」と記入し、用途の欄には、前各号以外の「 活動」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

様式(略)